

綾瀬市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾瀬市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年綾瀬市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び条例の例による。

(経営の主体)

第3条 条例第3条ただし書で定める特別の理由とは、個人又は共同の墓地を公共事業に伴い廃止又は新設するときとする。

(申請前の協議)

第4条 条例第4条第2項（条例第16条において準用する場合を含む。）に規定する墓地等経営計画協議書は、第1号様式とする。

2 条例第4条第2項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 墓地等の区域の境界線と条例第10条第2号に規定する水平距離以内に存する学校、病院、人家等との水平距離
- (2) 標識の設置予定日
- (3) 説明会の開催予定日
- (4) 申請の予定日
- (5) 工事着手予定日及び工事完了予定日
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 条例第4条第3項ただし書の規定により申請予定者が地方公共団体である場合に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 墓地等の設計図
- (2) 墓地等の付近の見取図
- (3) 墓地等の区域に係る土地の登記事項証明書
- (4) 墓地等の区域に係る土地及びその隣接地の公図の写し
- (5) 墓地等の区域の求積図

(6) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類

(7) その他市長が必要と認める書類

4 条例第4条第3項第8号の規則で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 墓地及び納骨堂にあつては、資金調達開始年度から完売予定年度後3年間

(2) 火葬場にあつては、資金調達開始年度から工事完了予定年度後3年間

5 条例第4条第3項第8号の収支見込書には、自己資金にあつては預金等の残高証明書を、寄附金にあつては寄附申込書の写しを、融資にあつては融資証明書を添付するものとする。

6 条例第4条第3項第10号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 墓地等の区域の求積図

(2) 墓地又は納骨堂の使用希望者数が確認できる書類

(3) 墓地等の需要の予測を示した書類

(4) 他の法令による許可が必要な場合は、その許可指令書の写し又は申請書の写し等申請の状況が確認できる書類

(5) 墓地等の区域の現況写真

(6) 市内において5年以上宗教活動を行っていることがわかる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(墓地等計画の周知)

第5条 条例第5条第1項（条例第16条において準用する場合を含む。）の規則で定める日は、次のとおりとする。

(1) 条例第5条第1項第1号に規定する措置 条例第8条第1項の規定により申請しようとする日（以下「申請予定日」という。）の90日前の日

(2) 条例第5条第1項第2号に規定する措置 申請予定日の60日前の日

2 条例第5条第1項第1号に規定する標識は、第2号様式とする。

3 申請予定者は、標識を設置したときは、速やかに、標識設置届（第3号様式）に次の書類を添えて市長に届け出るものとする。

(1) 標識を設置した場所を明示した図面

(2) 標識の設置の状況及び記載内容がわかる写真

- 4 標識は、風雨等により容易に破損しない材料を用いたものであって、地表から概ね1メートル以上の高さに倒壊しないよう設置するとともに、表示が不鮮明にならないよう維持しなければならない。
- 5 申請予定者は、墓地等計画の変更により、標識に記載された事項に変更があるときは、速やかに当該記載した事項を訂正しなければならない。
- 6 条例第5条第1項第2号に規定する近隣住民等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 墓地等の区域の境界線から水平距離で110メートル以内に存する建物の居住者及び建物の所有者又は管理者並びに土地の所有者
 - (2) 前号に規定する範囲内に住所を有する者を構成員に含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する団体の代表者
- 7 条例第5条第2項の規定による報告は、説明会開催状況報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
 - (1) 説明会で配布した資料
 - (2) 前項各号に規定する近隣住民等が特定できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
（近隣住民等との協議）

第6条 条例第6条第1項（条例第16条において準用する場合を含む。）の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

- 2 条例第6条第2項の規定による報告は、協議結果報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
 - (1) 協議で配布した資料
 - (2) その他市長が必要と認める書類
（手続の省略）

第7条 条例第7条に規定する特別の理由とは、次のとおりとする。

- (1) 個人又は共同の墓地を公共事業に伴い廃止又は新設する場合
- (2) 墳墓を設ける区域内に納骨堂を設置する場合
- (3) 墳墓の区画数を変更する場合（当該変更する区画数が既存墓地の50パーセント未満の場合に限る。）
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地内の、既に経営の許可を受けている墓地を縮小する場合

(経営許可の申請等)

第8条 条例第8条第1項に規定する墓地等経営許可申請書は、第6号様式とする。

2 条例第8条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 墓地等の区域の境界線と条例第10条第2号に規定する水平距離以内に存する学校、病院、人家等との水平距離
- (2) 標識の設置日
- (3) 説明会の開催日
- (4) 工事着手予定日及び工事完了予定日
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 条例第8条第2項第1号の規定により申請者が地方公共団体である場合に添付すべき書類は、墓地等の経営に関する議会の議決を証する書類とする。

4 条例第8条第2項第4号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 墓地又は納骨堂の使用希望者数が確認できる書類
- (2) 墓地等の需要の予測を示した書類
- (3) 他の法令による許可が必要な場合は、その許可指令書の写し又は申請書の写し
- (4) 墓地又は納骨堂の使用契約書等
- (5) 墓地等を設置しようとする土地を申請者が所有していない場合にあつては、経営許可後1月以内に当該土地を申請者に譲渡することの確約書
- (6) 墓地等を設置しようとする土地に抵当権等が設定されている場合にあつては、経営許可後1月以内に抵当権等を抹消することの確約書
- (7) 市内において5年以上宗教活動を行っていることがわかる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

5 条例第8条第3項の規則で定める額は、当該墓地等の設置等に要する費用の50パーセントに相当する額とする。ただし、当該申請をする時に負債（当該墓地等の設置等に要する費用に係る負債を除く。）を有する場合にあつては、当該50パーセントに相当する額に当該負債の額を加えた額とする。

6 条例第8条第3項の規則で定める金融機関は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項各号に掲げる金融機関（同項第2号に規定する協同組合連合会を除く。）その他市長が認める金融機関とする。

(許可書の交付)

第9条 条例第9条第1項の経営許可は、墓地等経営許可書（第7号様式）により行うものとし、条例第15条第3項において準用するものとする。

（経営の許可の条件）

第10条 条例第9条第2項の規則で定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 墓地等を設置しようとする土地を申請者が所有していない場合にあつては、速やかに、申請者の所有とすること。
- (2) 墓地等を設置しようとする土地に抵当権等が設定されている場合にあつては、速やかに、抵当権等を抹消すること。
- (3) その他市長が必要と認める条件

（設置場所の基準）

第11条 条例第10条第1号の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 墓地等を設置しようとする土地を申請者が所有していない場合にあつては、経営許可後1月以内に当該土地を申請者に譲渡することの確約書があること。
- (2) 墓地等を設置しようとする土地に抵当権等が設定されている場合にあつては、経営許可後1月以内に抵当権等を抹消することの確約書があること。
- (3) その他市長が必要と認める理由があること。

2 条例第10条第2号に規定する規則で定める距離は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂 その境界線と人が現に居住している建物にあつては、その水平距離が50メートル、次に掲げる施設等にあつては110メートル

ア 学校、病院及び診療所、児童福祉施設、介護老人保健施設、老人福祉施設、障害者支援施設

イ その他これらに類する施設

- (2) 埋葬を行う墓地 墓地の境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平距離が110メートル
- (3) 火葬場 その境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平距離が300メートル

3 条例第10条第2号ただし書に規定する特別の理由とは、次のとおりとする。

- (1) 個人又は共同の墓地を公共事業に伴い廃止又は新設する場合

(2) 条例第3条第2号に規定する者が墓地を変更し、又はその境内地若しくはその隣接地に新設する場合

(墓地の構造設備基準)

第12条 条例第11条ただし書に規定する特別の理由とは、次のとおりとする。

(1) 個人又は共同の墓地を公共事業に伴い廃止又は新設する場合

(2) 既に経営の許可を受けている境内地内の墓地を縮小する場合

(3) 条例第3条第2号に規定する者が墓地を変更し、又はその境内地若しくはその隣接地に新設する場合

2 条例第11条第2号の規則で定める規模は、墓地区画数に0.04を乗じて得た数以上の自動車を収容できるものとする。

3 条例第11条第2号ただし書に規定する市長が適当と認めたときとは、当該施設を一帯の墓地内にやむを得ず確保できない場合であって、墓地利用者の便益に多大な支障を来さず、かつ管理が十分行き届く範囲に次の施設を確保できるときとする。なお、当該施設も条例第10条第1号に規定する設置場所の基準に適合していなければならない。

(1) 墓地利用者がおおむね徒歩5分以内で利用できる駐車場

(2) 当該墓地に近接する当該墓地を經營しようとする宗教法人の境内地内の管理事務所、便所その他墓地を利用する者に便益を供するための施設

4 条例第11条第4号の規則で定める幅員は、1.2メートルとする。

5 条例第11条第5号の規則で定める面積は、墓地の面積に別表第1の左欄に掲げる墓地の存する区域及び規模に応じ、それぞれ同表の右欄に定める設置すべき緑地の割合を乗じた面積とする。

6 条例第11条第5号の緑地とは、樹林が育成しているまとまりのある土地をいい、竹林を含むものとする。

7 条例第11条第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 墳墓を設ける区画の総面積は、墓地の面積の30パーセント以下とすること。

(2) 墳墓1区画当たりの面積は、0.54平方メートル以上とすること。

(3) ごみ集積場所を墓地区域内に設けること。

(4) 墓地区域内に設置する施設及び構造物等については、バリアフリーと周辺の景観に配慮したものとする。

(納骨堂の構造設備基準)

第13条 条例第12条第3号の規則で定める規模は、納骨数に0.03を乗じて得た数以上の自動車を収容できるものとする。

2 条例第12条第4号の規則で定める事項は、バリアフリーに配慮したものとする。

(火葬場の構造設備基準)

第14条 条例第13条第2号の規則で定める規模は、火葬炉の数に8を乗じて得た数以上の自動車を収容できるものとする。

2 条例第13条第8号の規則で定める面積は、火葬場の面積に別表第2の左欄に掲げる火葬場の存する区域及び規模に応じ、それぞれ同表の右欄に定める設置すべき緑地の割合を乗じた面積とする。

3 条例第13条第9号の規則で定める事項は、バリアフリーに配慮したものとする。

(変更許可等)

第15条 条例第15条第1項に規定する墓地等変更許可申請書は、第8号様式とし、墓地等廃止許可申請書は、第9号様式とする。

2 条例第15条第1項の規則で定める数は、既存墓地の50パーセントの区画数とする。

3 条例第15条第1項第4号の規則で定める事項は、第8条第2項各号に規定する事項とする。

4 条例第15条第2項第8号の規定により申請者が地方公共団体である場合に添付すべき書類は、墓地等の変更又は廃止に関する議会の議決を証する書類とする。

5 条例第15条第2項第10号の規則で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 墓地及び納骨堂にあつては、資金調達開始年度から完売予定年度後3年間

(2) 火葬場にあつては、資金調達開始年度から工事完了予定年度後3年間

6 条例第15条第2項第12号の規則で定める書類は、第8条第4項各号に規定する書類とする。

7 条例第15条第4項の規定で定める条件は、第10条各号に規定する条件とする。

(申請事項変更届)

第16条 条例第17条第1項に規定する墓地等申請事項変更届は、第10号様式とする。

2 条例第17条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 変更の理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第17条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 経営者の名称及び所在地並びに代表者の氏名の変更にあつては、法人の登記事項証明書
- (2) 既存墓地の50パーセント未満の区画数を変更する場合にあつては、変更内容を示す図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第17条 条例第18条の規定による届出は、墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届(第11号様式)により行わなければならない。

2 前項の墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は火葬場の新設又は変更の場合
 - ア 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を受けたことを証する書類の写し
 - イ 墓地又は火葬場の設計図
- (2) 墓地又は火葬場の廃止の場合
 - ア 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を受けたことを証する書類の写し
 - イ 墓地にあつては、改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬若しくは埋蔵のない事実を証明する書類

(工事完了の届出等)

第18条 条例第19条第1項に規定する墓地等工事完了届は、第12号様式とする。

2 工区ごとに使用を開始する墓地等にあつては、前項の墓地等工事完了届の提出は、各工区に係る工事の完了ごとに行うものとする。

3 条例第19条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用開始予定日
- (2) その他市長が必要と認める事項

4 条例第19条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事完了後の建物の登記事項証明書
- (2) 工事完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

5 条例第19条第3項に規定する工事完了検査済証は、第13号様式とする。

(立入調査員証)

第19条 条例第20条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、第14号様式とする。

(公表)

第20条 条例第22条第1項の規定による公表は、綾瀬市公告式条例（昭和27年綾瀬町条例第10号）第2条第2項に規定する掲示場への公告その他適当と認められる方法により行うものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

墓地の存する区域及び規模		設置すべき緑地の割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域（以下「市街化区域」という。）		墓地の面積の15パーセント
都市計画法第7条第1項の市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）	1ヘクタール以上	墓地の面積の35パーセント
	1ヘクタール未満	墓地の面積の15パーセント

別表第2（第14条関係）

火葬場の存する区域及び規模	設置すべき緑地の割合
市街化区域	火葬場の面積の20パーセント

市街化調整区域	1ヘクタール以上	火葬場の面積の25パーセント
	1ヘクタール未満	火葬場の面積の20パーセント